

高梁川流域「倉敷三斎市」開催規則

(開催趣旨)

第1条 古く三斎市、六斎市として定期市が開かれることによって賑わっていた倉敷の中心市街地活性化に資するとともに、くらしきTMOの事業として、倉敷市近郊及び高梁川流域の鮮魚や農産品、工芸品、郷土加工品等の販売や地域をPRすることで、地産地消と「高梁川流域連携中枢都市圏構想」の推進に貢献するため、朝市を開催する。

(名称及び朝市開催場所)

第2条 朝市の名称及び場所は、次のとおりとする。

名称 高梁川流域「倉敷三斎市」
朝市開催場所 倉敷駅前商店街周辺

(出店できる者の範囲)

第3条 高梁川流域「倉敷三斎市」へ出店できる者は、規則等を遵守し、倉敷で開催される朝市にふさわしいと、実行委員会が認めた者とする。

(販売品目)

第4条 高梁川流域「倉敷三斎市」で販売する品目は、鮮魚、花卉・園芸品、野菜・果物、またこれらを使った加工品、ふるさとの特産品、焼物・工芸品等とする。この場合において法令等により、販売を禁止されているものは、取り扱わないものとする。

(出店許可)

第5条 高梁川流域「倉敷三斎市」へ出店しようとする者は、実行委員会の許可を受けなければならない。

2 実行委員会は、朝市の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(出店の取消し)

第6条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

- (1) 法令、この規則又は許可の条件、別に定める「高梁川流域『倉敷三斎市』実行細則」に違反したとき。
- (2) その他特別な事由が生じたとき。

(開催日、時間)

第7条 高梁川流域「倉敷三斎市」の開催日及び時間は別に定める「高梁川流域『倉敷三斎市』実行細則」によるものとする。

(損害賠償)

第8条 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷したときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 出店者は販売した物品で購入者に損害や被害を与えた場合は、全責任を負うものとする。実行委員会は一切の責任を負わない。
- 3 出店者は搬入・搬出、及び販売中に出店者が起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとする。実行委員会は一切の責任を負わない。

(補 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は「高梁川流域『倉敷三斎市』実行細則」で定める。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

この規則は、平成28年6月14日から施行する。